

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月13日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第25号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成30年寒川町条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人トムトム項寒川町町税条例第14条の2第2項の期間の欄中「平成30年1月1日」を「令和5年1月1日」に、「令和4年12月31日」を「令和9年12月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例本則の表特定非営利活動法人トムトムの項の規定は、同項に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。